

みまきっこまんなか応援村開村準備事業実施団体選定に係る提案書審査委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 みまきっこまんなか応援村開村準備事業実施団体を選定するにあたり、団体からの提案書を審査するため、みまきっこまんなか応援村開村準備事業実施団体審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、団体から提出のあった提案書を審査・評価し、審査結果報告書を作成する。

(組織及び運営)

第3条 委員会は、別表に定める委員をもって組織する。

2 委員会に委員長を置き、副町長をもって充てる。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員会に副委員長を置き、教育長をもって充てる。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を行う。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、民生部子育て支援課子育て支援係において処理する。

(その他)

第6条 委員会の設置期間は、審査結果報告書の作成までとする。

2 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年12月9日から施行する。